

○国家公安委員会告示第八号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年二月二十八日 国家公安委員会委員長 武田 良太

- アル・カーイダ/ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体
- 1 名称 イスラム国西アフリカ州（ISLAMIC STATE WEST AFRICA PROVINCE（ISWAP））
 別名 (a)イラクとレバント地方のイスラム国西アフリカ（Islamic State in Iraq and the Levant-West Africa（ISIL-WA））(b)イラクとシリアのイスラム国西アフリカ（Islamic State of Iraq and Syria-West Africa（ISIS-WA））(c)イラクとシリアのイスラム国西アフリカ州（Islamic State of Iraq and Syria West Africa Province（ISISWAP））(d)イラクとレバント地方のイスラム国西アフリカ（Islamic State of Iraq and the Levant-West Africa）
 旧名称 不明
 所在地 不明
 名簿に記載された年月日 2020年2月23日
 名簿記載者公告番号 QE-86
 その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国（ISIL）と関係がある。2015年3月にアブバカル・シェカウ（Q I-195）により設立された。ジャマトウ・アフリス・スンナ・リッダアワティ・ワル・ジハード（ボコ・ハラム）（QE-62）の分派。ナイジェリアにおけるテロ攻撃に関与した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>
 - 2 名称 大サハラのイスラム国（ISLAMIC STATE IN THE GREATER SAHARA（ISGS））
 別名 (a)大サハラのイラクとシリアのイスラム国（Islamic State in Iraq and Syria-Greater Sahara（ISIS-GS））(b)大サハラのイラクとシリアのイスラム国（Islamic State of Iraq and Syria-Greater Sahara（ISIS-GS））(c)大サハラのイラクとレバント地方のイスラム国（Islamic State of Iraq and the Levant-Greater Sahara（ISIL-GS））(d)大サハルのイスラム国（Islamic State of the Greater Sahel）(e)大サハルのISIS（ISIS in the Greater Sahel）(f)大サハラのISIS（ISIS in the Greater Sahara）(g)イスラミック・サハルのISIS（ISIS in the Islamic Sahel）
 旧名称 不明
 所在地 不明
 名簿に記載された年月日 2020年2月23日
 名簿記載者公告番号 QE-87
 その他参考となるべき事項 2015年3月にアドナーン・アブー・ワリード・アル・サハラウイ（Q I-287）により設立。イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国と関係がある。アル・ムラービトゥーン（QE-65）の分派。マリ、ニジェール及びブルキナファソにおけるテロ攻撃に関与した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>